

流域治水の取り組み 流域治水オフィシャルサポーター（その3）

1. 流域治水について

流域治水について、テクノロジーレポートの(その1)では「オフィシャルサポーター」、(その2)では「流域治水に関する知識」をそれぞれ紹介してきました。今回、(その3)では、流域治水への取り組みが加速化している最新情報を掲載します。本レポートがさらなる加速化の材料となるように期待します。

※流域治水：激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための水災害対策で、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う考え方。

※これまでの掲載情報は当社HPで閲覧できます。

<https://www.mccnet.co.jp/technical>

2. 取組事例の紹介

流域治水に関する取組事例は、国交省HPを始め、論文発表、メディアなどの紹介が増加し、周知がされています。令和6年1月にレビューした最新情報では「雑誌河川 2004_1月号/日本河川協会」で流域治水が特集され「流域治水は by ALL」のワードが記載されています。参考までに、取り上げられている関連情報を列記しますが、特に河川分野に関わる技術者は目を通すことを薦めます。

- ・流域治水のためのガバナンスの構築/東京大学名誉教授 小池俊雄
- ・解説：流域治水プロジェクト 2.0、特定都市河川制度の活用による流域治水の推進、「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」/国交省 水管理・国土保全局 治水課
- ・水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進/文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
- ・農業農村施設の流域治水への役割/鶴田川沿岸土地改良区理事長 りゅうちる 社代表 千葉榮
- ・北海道岩見沢市における「田んぼダム」の取組/北海道岩見沢市農政部
- ・須賀川市立地適正化計画における防災指針の検討と流域治水/福島県須賀川市建設部都市計画課
- ・流域治水関連法を活用した都谷川流域における流域治水の取組/愛媛県土木部河川港湾局河川課など



3. 特定都市河川制度の活用

雑誌河川でも情報提供されている特定都市河川制度の活用による流域治水の推進について、紹介します。

令和3年11月に全面施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（通称：「流域治水関連法」）において、特定都市河川の指定要件が拡大されたことに伴い、市街化が著しい都市河川のみならず、都道府県が管理する中小河川においても、新たな法的枠組みを活用した流域治水の強力な推進が可能となりました。

○指定対象の拡大

「市街化の進展」以外の事象に起因した河川整備による浸水被害の防止が困難な河川として、「接続する河川の状況」や「自然的条件」に起因した困難性を有する河川についても、特定都市河川の指定が可能となりました。

○推進体制の強化

特定都市河川流域では、「流域治水」の取組の担い手となる関係者が一堂に会する「流域水害対策協議会」を組織することが規定され、「流域水害対策計画」を策定し、連絡調整を図ることとされています。

○流域の雨水貯留浸透機能の確保

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置等を促進するため、財政支援や税制上の措置の適用を受けるための計画認定制度が創設されました。また、河川沿いの低地や農地等、その土地が元々持つ雨水等を貯留する機能を将来にわたって保全を図るための区域指定制度として、「貯留機能保全区域制度」が創設されています。

○水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進を図る観点から、浸水被害が頻発する危険な土地を都道府県知事が指定し、リスクのより低い地域への移転・居住誘導や住まい方の工夫等を円滑に進める制度として「浸水被害防止区域制度」が創設されています。

○補足：浸水被害防止区域

令和4年12月に様々な規模の洪水の浸水想定図を重ね合わせた「水害リスクマップ（浸水頻度図）」がポータルサイトで公表されています。（国管理河川のみ）

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html

4. 問い合わせ先

技術的な相談については当社HPからお問い合わせ下さい。<https://www.mccnet.co.jp/>